

第 65 回鳥羽市都市計画審議会 議事録

1. 日時 令和 6 年 11 月 28 日（木）午後 1 時 25 分～午後 2 時 30 分
2. 場所 鳥羽市役所西庁舎 3 階 中会議室
3. 出席者

浅野 聡	委員（会 長）
村瀬 敬一	委員（副会長）
原田 佳代子	委員
木下 悟	委員
濱口 利貴	委員
成瀬 きぬ代	委員
山本 哲也	委員
尾崎 幹	委員
世古 安秀	委員
野呂 守	委員

4. 事務局

鳥羽市長

中村 欣一郎

建設課まちづくり整備室

濱崎 政孝 室長

勢力 徳保 室長

重見 昌利 副室長

5. 開会

事務局 : 定刻よりも少し早いですが、皆さんお揃いになられておりますので、
第 65 回鳥羽市都市計画審議会を開催させていただきます。

建設課の勢力と申します。本日の進行を務めさせていただきますので
よろしくお願いいたします。

それでは開催にあたりまして、中村市長から一言ご挨拶申し上げます。

市長 : 皆さんこんにちは。大変お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
日ごろより、鳥羽市政に各方面でご協力ご理解をいただき
ましてこの場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、本日の審議会は、大明地区において雨水公共下水道事業を進めていくため、整備に係る排水区域及びポンプ場の都市計画決定をお願いするものでございます。近年の局所的集中豪雨により市内各所では浸水被害が発生しており、特に大明地区では、主要な道路の冠水や住宅への浸水被害が懸念されています。今、地区懇談会で市内各所をまわっておりますと、この大明地区は多くの方が通行する場所になっており、取り組み状況については全ての地区懇談会で説明させていただいておりますが、地区懇談会に参加されている市民の方も非常に関心を寄せられております。大雨の際には、現在のポンプを稼働して排水を行っていますが、整備後 60 年以上が経過していることを踏まえ、排水能力の不足や老朽化に伴う影響により、施設の稼働に支障をきたさないよう一日も早く更新を行う必要があると考えています。

本日ご審議いただいた都市計画案を決定した後は、今年度都市計画事業の認可を受けた上で、令和 7 年度以降に国の交付金を活用しながら、事業を進めていく予定で考えておりますので、今後ともご支援、ご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

事務局 : ありがとうございます。

続きまして、本日の出席者数について報告させていただきます。委員総数 11 名中 10 名のご出席をいただいておりますので、鳥羽市都市計画審議会条例第 8 条第 1 項にある会議の開催要件である 2 分の 1 以上を満たしていることから、本会議が成立していることを報告させていただきます。なお、勢力委員につきましては、欠席との連絡を受けております。

続いて、本日の資料について、確認をさせていただきたいと思えます。

(資料の確認)

それでは、議題に入らせていただきます。これからの進行は、会長よりお願いします。

会長 : 皆さん、こんにちは。本日もお忙しい中、都市計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。それでは、お手元の資料を使って進めていきますので、何かご質問等ございましたら、ぜひご質問をお願いします。

それでは、事項書をご覧くださいと思います。本日の審議会については、市長より諮問が行われるということですので、よろしくをお願いします。

市長 : それでは、鳥羽都市計画下水道の決定につきまして、諮問をさせて

いただきます。

鳥羽市における下水道は、昭和 51 年度に鳥羽四丁目において浸水対策としての都市下水路の決定がされ、昭和 58 年度には都市計画区域の用途地域内を中心に下水道整備の方向性が示されました。しかし、公共下水道は、都市計画地域外の相差・畔蛸地区において特定環境保全公共下水道が平成 10 年度に供用開始されて以降、未整備となっており、現在では、相差・畔蛸地区以外における生活排水処理については、合併処理浄化槽による方針としています。

また平成 27 年の下水道法改正により、多発する浸水被害への対応として、主として市街地における雨水のみを排除するための雨水公共下水道が整備できるようになったことから、これまで大明地区における浸水対策の検討を行ってきたところです。

本諮問は、鳥羽市都市マスタープランにおける「雨水排水の方針」に基づき、局所的に発生する集中豪雨から道路や住宅の浸水被害を防止するため、大明地区における排水処理施設を決定すべく、貴審議会に意見を求めるものであります。

(市長から会長へ諮問書手交)

会長 : 只今、市長より諮問をいただきましたので、早速会議次第に基づきまして、審議に入っていきたいと思えます。

議案第 1 号の鳥羽都市計画下水道の決定（鳥羽市決定）について、事務局の説明を求めます。なお、委員からの質問については、後ほど時間を設けますので皆さんのご協力をお願いします。

事務局 : 説明に入る前に、大変申し訳ございませんが、市長はこの後他の公務のため、一旦ここで退席していただきます。

(市長、一時退席)

(資料 1 都市計画の策定の経緯の概要及び、資料 2 都市計画下水道の決定について説明)

会長 : ご説明どうもありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございませんか。

A 委員 : よろしいですか。排水区域についてですが、前の干拓の区域をベースとして考えているのですか。鳥羽東中学校など海拔の高いところまで区域に入れる必要性はあるのでしょうか。

干拓区域内の水路については、ほとんどが感潮河川で竣工当時よりも地盤が下がっていると思います。それと高丘団地の下側にある多くの部分が耕作放棄されている土地が、将来住宅が建つことになるのかわかりませんが、区域に入れておくべきだと思うのですがいかがでしょうか。

それとポンプ場の整備だけで、水路については現在の開渠のままにしておくという計画でしょうか。

事務局 : 現在のポンプ場の更新が主な事業として予定しており、水路については、今のままの開渠ということです。局部的ですが一部河川整備を行う計画もあります。

A 委員 : 先ほどポンプ場のゲートについて説明がありましたが、あれはあくまで雨水対策のみで、地震津波については全く考えられていないのではないですか。あの場所でゲートを作ったとしても、津波は乗り越えてしまうのではないのでしょうか。

もう少し計画区域を広げるか、実施の時に何らかの対策を考えた方が良いと思います。感潮河川で水位が大分上がってきています。

事務局 : 委員からのご質問でいくつかお答えしたいと思います。鳥羽東中学校のあたりを排水区域に含めている理由ですが、降った雨が大明川に集まってくる範囲に含まれるということが理由になります。

高丘団地下の農地が何故含まれていないのかということについては、それが田であった部分で他の土地よりも低いことから、ポンプによる排水を行ったとしても浸水を防ぐことができませんので、対策区域としては入れていません。また、そこ部分に降った雨については、区域の境界部分にあたる沙魚川から海へ排水されていますので、計画区域には含めていません。

A 委員 : 人口減少時代であり、現状農地であるという説明も分からないわけではないが、高丘団地下の農地が宅地になる可能性は低いかもしれませんが都市計画として考えていくのであれば、排水区域に含めて対策を考えていく必要があるのではないかとということが意見です。

会長 : 他にご意見はございませんか。

B 委員 : 今回はポンプの更新ですね。ただ、去年河川が溢れて、このポンプでは追いつかないことが明確になっていると思います。新たなポンプを設置する前に河川の浚渫をしっかりとやっていかないといけません。その計画は入っているのですか。それが出来ない限り、現在溢れる場所は調整池になっていくだけです。

河川の出口に水門が設置されているが、その部分の道路幅が局所的に狭くなっている。ここを広げることは含まれているのですか。また、その水門前後の道路高さは水門がある部分よりも低くなっている。一段上げてからポンプの機械類を設置していかないと、水に浸かって使えなくなる可能性がある。実施計画の中で問題点を解決できるよう精査していただきたい。

縦覧を行ったが意見の申出が無かったということでしたが、私は住

民からの要望は既に多く上がってきていると思います。例えば、河川沿いの土地は市の土地になると思いますが、そこに植えられた木が管理されずに伸びっぱなしになっている。枝葉が河川内に落ちてごみのたまり場になっている。ポンプを設置して問題が解決する訳でなく、河川の管理をきちんと行うことで、住民の安全安心になると考えていただきたい。それと、町内会からの要望をしっかりと見直していただきたい。そうすることで何をしっかりとやっていかなければならないかが良く分かってもらえると思います。

事務局 : 先ほどのご質問の事業内容については、今後の実施設計の中で反映できるか検討していきたいと思います。河川の維持管理については、住民説明会や町内会要望でも上がってきています。維持管理業務の中で予算計上ができるように検討したいと思います。議会の方でもまたご議論があらうかと思いますがよろしくお願いします。河川の維持管理につきましては引き続き取り組んでいきたいと思いますのでよろしくお願いします。

B 委員 : 水門部分の現道の幅員が狭くすれ違いが出来ない、これはどうなるのでしょうか。また、事業スケジュールによると工事は令和 9 年から令和 13 年までかかるとなっているが、こんな時間をかけていては浦島太郎になってしまいます。県の認可が得られたらすぐに着手できるように市の体制を整えなければならない。

C 委員 : すみません。B 委員、今ご発言されているようなことは議会の方ではなされていないのでしょうか。

B 委員 : しておりません。実行する段階でないと予算要求がない段階では議論をする機会がありません。そのために議員がこの審議会に出席させていただいています。

とにかく早期に工事を完成させるようにしていただきたい。河川沿いに住んでいる方は河川が溢れることを一番心配しています。ポンプのみの更新だけではなく、側溝改良や河川の維持管理等、全体的に対策を講じて片手落ちにならないようにしていただきたい。

会長 : B 委員がご指摘いただいたことについては、実施設計に反映できる部分については今後反映できるように事務局に検討をお願いしたいと思います。今日は都市計画決定ですので、ポンプ場の整備更新を認めるかどうかということをお願いします。

D 委員 : 都市計画税の充当が可能になるということですが、国からの補助金がありますでしょうか。

事務局 : 先ほども少し説明させていただきましたが、事業認可を得ることで国からの交付金もいただいて、残りの費用については起債を借りて、

その返済のところに都市計画税を充当していくということです。

D 委員 : 将来的にはやはり相差地区の方も雨水事業の要望がありますので、認定していただきたいと考えていますがいかがでしょうか。

事務局 : 都市計画区域外になりますので、別の施策として違う形での検討の可能性はあるのではないかと思います。

会長 : 他にご意見はございませんか。

副会長 : 都市計画図にある用途地域のラインに沿って排水区域を決めたのでしょうか。

事務局 : ご指摘のとおり、基本的には住居がある用途地域に沿って区域設定していますが、一部雨水の流れを考慮して、区域を切り分けているということもございます。

副会長 : 排水区域が 63ha となっていますが、例えば 80ha と面積が大きくなると国からの補助金が増えるということはあるのでしょうか。

事務局 : 排水区域の面積については影響ありません。あくまで施設整備費に対して一定割合の交付金をいただくようになります。

会長 : 他にご意見ございませんか。

(意見無し)

会長 : 先ほど事務局から説明があったとおり、ポンプ場の老朽化に伴い更新の必要性があり、下水道法が改正されたので雨水だけに特化して都市計画決定ができる状況ようになったと、国の事業認可を受けて補助金を活用しながら事業を実施していくということでした。

近年、集中豪雨が増えてきていますので事業を急いだ方が良いということで、法改正のタイミングもあり今日の審議事項として議案を出していただいたということでした。

今日は一通りご質問をいただきましたので、今後の実施設計の段階で対応できるところについては地域の皆様との話し合いの中で、対応していただくということで事務局にお願いしたいと思います。

それでは、この都市計画決定に関して、この原案のとおりに同意する旨の答申を市長へ行いと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長 : ありがとうございます。私の方も一日も早くポンプ場の方が新しくなることを願っております。

(市長、再度入室)

会長 : 先ほど、委員の皆様からご了解をいただきましたので、市長に答申させていただきます。

(答申書朗読)

(会長から市長へ答申書手交)

市長 : 皆様、ご審議ありがとうございました。一日も早く市民の皆様の安全安心に寄与できるように、しっかりと実現に向かって頑張りたいと思います。ありがとうございました。

事務局 : 市長の方、この後も公務がありますのでここで退席させていただきます。

(市長、退席)

会長 : それでは、事項書4のその他について事務局より説明をお願いします。

事務局 : 前回の都市計画審議会において、都市再生協議会を設置して、立地適正化計画の検討を進めるということでご了承いただきましたが、その際に、C委員の方から福祉分野だけではなく、医療分野からの意見も必要ではないかとのご意見をいただきました。事務局でその後も検討させていただきまして、健康福祉課を通じて医師会とも相談をさせていただきましたら、中村クリニックの先生が医師会からの推薦ということで協議会の委員に入っていただけることになりました。

観光、商工、医師会、福祉、町内会、県、市の関係職員等で委員を構成し、今後の協議を進めていきたいと考えていますので報告とさせていただきます。

また、都市計画審議会のスケジュールにつきましては、素案がある程度出来てきた段階で、報告させていただきたいと考えております。

それからもう一つ報告ですが、体制図につきましてご意見をいただき再度修正したものになるのですが、都市計画審議会と都市再生協議会の2つの法定会議があって、どちらも建設課が事務局を担っております。立地適正化計画については策定を委託しています日本工営株式会社と連携しながら原案を作成してまいります。策定過程では都市再生協議会での協議を経て、委員の皆様からのご意見を反映しながら居住誘導区域や都市機能誘導区域、防災指針の原案をまとめていきたいと考えています。計画原案がまとまったら都市計画審議会の方に案を提出し、ご審議をお願いする予定で考えております。

事務局からの説明は以上になります。

会長 : 前回の都市計画審議会で、この立地適正化計画とエリア再生事業、一通り委員の皆様に説明済みですけれども、前回の審議会では委員の方から医療分野の委員の追加とのご意見が出ましたので、今事務局の方でその対応結果について報告をいただいた状況です。

B委員 : 一点よろしいでしょうか。この計画エリアの国土調査はどうするのですか。国土調査を行わなければ、何も事業ができないのではないのでしょうか。

事務局 : 具体的な事業を実施する段階になれば、土地の境界が未確定なところについては、そのエリアごとに境界立ち合いを行うことができますので、必ずしも国土調査を行わないと事業ができないというものではないと思います。ただ、境界確定が困難なところに事業を行おうとした場合に、事業としては確かに遅れが生じる可能性はあるかもしれません

B 委員 : 計画ができてから国土調査を行い、その後に事業を行ってはいは浦島太郎になってしまう。せめて同時進行くらいにはしなければならない。

会長 : ご意見ありがとうございます。他にご意見等ございますか。

(意見無し)

それでは、今後都市再生協議会の方で議論を進めていただき、都市計画審議会にも経過報告をいただきますので、その際には委員の皆様からのご質問やご意見をお願いしたいと思います。

事務局から他に連絡事項がありましたらお願いします。

事務局 : 特にございません。

会長 : 他に事務局からの報告が無いということですので、第 65 回の都市計画審議会を以上で閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以 上